

小値賀町議会第一回定例会

(第七日目)

一、出席議員

十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加  
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山  
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 憲 道	三 浦 清 敏	神 川 清	巖 充 也	大 黒 泰 三	西 村 久 一	谷 井 良 一	筒 井 英 敏	松 本 充 司	中 村 敏 章	吉 元 勝 信	平 野 久 之	西 脇 浩 三	熊 脇 一 也	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 升

永 水

清 裕

美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第一回定例会

平成十八年三月十三日（月曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦 英明議員）
- 第二 報告第一号 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第三 発議第一号 道路整備予算の確保に関する意見書案
- 第四 発議第二号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 発議第三号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第六 発議第四号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

追 加 議 事 日 程

- 第七 報告第二号 予算特別委員会審査報告

午前九時三十分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百十八条の規定によって、三番・小辻隆治郎議員、四番・浦 英明議員を指名します。

おはかりします。

三月八日の本会議で、議案第二七号から議案第三四号まで、予算特別委員会に付託された八件の議案であります。このほど審査が終了し、予算特別委員会委員長から報告が提出されております。

報告第二号、予算特別委員会審査報告を日程に追加し、報告第二号を追加日程第七として、ただちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、報告第二号、予算特別委員会審査報告を追加日程第七として、ただちに議題とすることに決定しました。しばらく休憩します。

—	休 憩	—
—	再 開	—
午 前	午 前	午 前
九 時	九 時	九 時
三 十 三 分	三 十 一 分	三 十 三 分
—	—	—

議長（近藤一輝） 再開します。

追加日程第七、報告第二号、予算特別委員会審査報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長

予算特別委員会委員長(横山弘蔵) 予算特別委員会審査報告書。

一、委員会を開いた年月日及び場所。平成十八年三月九日・三月十日。小値賀町役場三階第一会議室。

二、出席した委員の氏名。記載のとおり。

三、欠席した委員の氏名。なし。

四、出席した委員外議員の氏名。議長、近藤一輝君。

五、説明のため出席した者。記載のとおり。

六、職務のため出席した者。記載のとおり。

七、付託を受けた事件の件名。

議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算。

議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第二九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算。

議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算。

議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算。

議案第三二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算。

議案第三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算。

議案第三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算。

八、会議に付した事件の件名。第七項に同じ。

九、審議の経過及び結果。

本委員会に付託を受けた議案第二七号から議案第三四号までの八件について、三月九日から三月十日までの二日間会議を

開き、各議案について質疑を重ね、慎重に審議した結果、全議案いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員からの意見、主な質疑、執行部からの説明は次のとおりであります。

平成十八年度予算編成にあたって、逼迫する財政状況の中、従来の予算編成の仕方という枠内に限れば、各課においては随所に努力の跡が見られ、経費削減の観点からは年を追って改善されつつあると思われる。

しかし、今後の財源不足の危機を乗り越えるためには、従来の手法では限界があります。従来からの発想を転換し、思い切った行政システム構築と運営経費の見直しや事業の見直しが必要です。それには行政評価の手法や行政コスト計算書などを取り入れ、数値目標を立て、到達度や費用対効果を検証し、次年度の予算編成に反映させるなど、従来の予算編成ではなく、抜本的な予算編成に臨む姿勢が必要です。行政全般の総合的な見地からの改革と自治体経営の手法を駆使して、予算の組み方を工夫する努力をすれば、まだまだ財政の効率化が図られるものと思われれます。

また、総合的に予算編成の重点目標や、将来の本町の進む方向性が明確に示されていない点も見受けられました。今後は明確な方向性を示し、町職員はもとより町民の共通認識として、目指す基本的目標に向かった行政運営をすべきであることを指摘しておきます。

以上が予算審議の総論であり、各会計の質疑の主なものは次のとおりであります。

「町税の個人分で昨年度より一〇％増加しているが、その理由と、法人分が減少しているが、公共事業の減少によるものなのか。」との質疑に対し、「主な原因として、税法の改正により、老年者控除の廃止と定率減税の二分の一が、今年度から廃止になっているためであり、法人分は公共事業の減少が主な原因。」との答弁でした。

答弁を受け、「公共事業の減少により、町税においてもかなりの影響が出ている。今後、公共事業を今までどおり増やすことは不可能である。そうであれば本町の産業構造を、どう再構築するかが大きなテーマである。」との意見が出されました。

「本町の最大の依存財源である地方交付税の動向が気がかりになるが、国の地方交付税の総額が前年度比五・九％減である。本町の国勢調査による人口が五百三人、一三・四％の減となっているが、交付税への影響はどのくらいか。また、交付税の減少により、一般財源の確保のため基金を取り崩しているが、基金も底をつくのではないか。」との質疑に対し、「人口

五百三人の減による影響が一億一千万円程度になる。また、地方債償還が減少することによる影響が、四千四百万円程度になるのではないか。その他、単位費用の増減があるので正確には判らないが、交付される総額は十六億二千万円程度と試算している。基金を取り崩してしまわないよう、財政健全化債の活用を考えている。」との答弁でした。

「使用料及び手数料は、前年度比で減額になっているが、受益者負担の考えから料金の見直しは考えていないのか。」との質疑に対し、「全般にわたって平成十八年度見直す。」との答弁でした。

答弁を受けて、「見直しを検討するということは料金を上げることばかりでなく、行政評価の観点から、利用者を増やせば料金を上げなくても済む。利用者を増やす努力をして予算に反映させてほしい。」旨の要望が出されました。

「製塩事業の収入が前年度は雑入に計上されていたが、本年度は計上されていないが。」との質疑に対し、「営利部門ということから、本年度から担い手公社の理事会に諮った上で、公社へ移行したいと考えている。」との答弁でした。

「総務費の行政改革推進委員報酬で八千万円計上されているが、行政改革が重要な時に活発に活動してもらうために、重点的な配分が必要ではないのか。」という質疑に対し、「町執行部で協議を重ね、たたき台を作って委員会に諮問し、答申を受けるということでは一回分の報酬を見込んでいます。」という答弁がありました。

地区会長報酬に関連して、「地区の統廃合の考えはないのか。」という質疑に対し、「平成十六年度、十七年度の会長会の折りにもお願いしている。笛吹地区を東西それぞれ三地区程度に統合するような話が出されたようだが、行政側から具体的な案を提示しているわけではない。」との答弁でした。

答弁に対し、委員から、「行政改革の一環としても行政側から具体的な提案をし、積極的にやらないと実現しないのではないか。急ぐ必要がある。」との意見が出されました。

「国民保護協議会報酬として五千万円計上されているが、条例の中で、委員の定数は十名以内となっている。報酬の必要がない人もいると思うが、少なくとも一回の会議では終わらないのではないか。最低でも二回の会議が必要と思う。安易な考えで計上しているのではないか。予算は一年間の計画を出すもの、安易に補正すれば良いものではないか。」との質疑に対し、「今後慎重に検討し、予算計上する。」との答弁がありました。

「企画費の中で、新しい施策として、小値賀ロケーション保護活用事業、地域づくりフォーラム、ヤングインターン事業が計画されているが、内容はどのようなものか。」との質疑に対し、「交流人口の拡大と地域づくりの戦略につなげるため行う

もの。小値賀ロケーション保護活用事業の内容は、町内のすばらしい景観を撮影し、データベース化し、インターネット上で全国の映像製作者へ提供するもの。地域づくりフォーラムの内容は、地域づくり戦略を具現化するため、財政問題、行政改革、地域づくりのスペシャリストを招聘し、講演会を実施するもので、基調講演とパネルディスカッションを予定している。」との答弁がありました。

ヤングインターン事業とは、「島に興味のある大都市圏の若者男女二名を対象に一ヶ月間当町に滞在し、『しま型総合体験交流プログラム』を体験してもらい、Uインターン及び交流人口の増大策のヒント、若い人の視点から何がキーワードなのかを報告、住民に対し発表してもらおう事業である。」との説明を受けました。

小値賀の将来をどうしたいのか、基本をしっかりと取り組んでほしい。そして、実施後の検証をして、以後の行動に結びつけるよう、委員からの指摘がなされました。

民生費で、「社会福祉協議会補助金が昨年度一千百万円から百万円に大幅に減額されているが、理由と算定根拠は。」という質疑に対し、「これまで人件費として一千百万円補助していたが、社会福祉協議会では一億二千万円の預貯金を確保しており、町の財政も厳しく二年程度を減額する旨、理事会の同意を得た。算定根拠としては福祉活動補助金として、五十万程度の交付税が入っており、この金額をもとにした。」という答弁がありました。

答弁に対し、「小値賀町の社会福祉の元締めの役割を担っており、他の社会福祉法人とは性質が違うし、本来行政がやるべき業務を行っている。利益が上がって、預貯金があるから削減というのはおかしい。社協が行っている事業と事務を混同するのは間違っている。」との意見が出されました。

「農林水産業費の『強い農業づくり交付金』について、従来の、『家畜導入事業資金供給事業補助金』と同一のものか。平成十八年度の導入頭数予定は。」という質疑に対し、「補助金から交付金に移行したもので、内容については従来と変わらない。平成十八年度の導入予定は『強い農業づくり交付金』にかかる分で二十頭、『レベルアップ事業』『かあちゃん牛導入事業』で六十頭の導入を予定している。」との答弁でした。

また、「予算を執行する上で、どのような効果が出たのか数値目標を立てて、事業評価をして欲しい。肉用牛について、数値目標を立てていければ伺いたい。」との質疑に対し、「肉用牛の場合、三カ年で六百五十頭という第二期増頭計画、畜産農家の所得向上を大きな目標としている。更に和牛部会、改良組合、農協と一体となって放牧を核とした各種の事業のメニュー

ー化を考えている。現在の子牛価格が高いうちに経営の合理化、安定を図らなければならないということで、放牧場の整備、機械の導入など実施し、飼料基盤の整備を行う。長期的な数値目標として、繁殖牛九百頭、肥育牛百頭、販売額四億三千万円を目標に取り組む。」との答弁がありました。

「アワビ館の売上げに対して、経費が嵩んでいるが、販売努力はどうされているのか。積極的な販売戦略が必要ではないか。」との質疑に対し、「日本テレビによる東京での宣伝、民宿等へのチラシの配布、町のホームページにも載せ、宣伝活動はやっているが、今後更に努力する。」との答弁でした。

「鹿調査委託料が計上されているが、今まで十年ぐらい続けて調査されている。費用対効果の観点から必要性はあるのか。五年間隔程度でもよいのではないか。」との質疑に対し、「大学とも協議して検討する。」との答弁がありました。

「ながさき島の自然学校補助金が、平成十七年度三百六十万円に対して、百八十万円と半減している。現在、島の自然学校では交流人口の増加に大変な努力をされている中で、このようなことではやる気が失せるようになるのではないか。」との質疑に対し、「自然学校には野崎学塾村の管理運営を委託しており、入材料等の収益を自然学校の収入として当てられるよう、指定管理者制度の導入をこのたび行った。営業努力により収益を上げてもらい、自立した運営をやっていたきたいと思っています。」との答弁がありました。

「教育費の教育委員旅費が前年度より減額計上されているが、小中高一貫教育という本町の教育の一大転機の時である。一貫教育と関連して小学校の校舎を高校敷地内に建設する方向で進んでいるが、一貫教育に関連した校舎づくりを理想的なものにするためには、先進地視察調査が必要であり、そのための重点的な予算配分がなされるべきと思うが。」との質疑に対し、「平成十八年度義務教育関係、高校関係で六十万円程度の県から補助がある予定。これは、現場の先生方を対象に、実際にやっている一貫校の視察研修に活用したい。教育委員がその費用を使えるかは確認したい。」との答弁でした。

「介護保険事業特別会計の介護認定審査会負担金が増額となっているが、宇久町が合併して外れることに伴う増加なのか。」という質疑に対し、「合併は関係なく、六十五才以上の人口割で算出するものである。審査会の人件費の増加に伴い、共同経費分が増加したのが主な原因。」との答弁がありました。

「昨年までは、高齢者配食サービスが一般会計の民生費の老人福祉費で計上されていたのが、今年度より介護保険特別会計の『食』の自立支援事業に計上されている。比較すると金額が下がっているが、理由は。」との質疑に対し、「福祉の配食

サービスであれば四分の三が補助される。しかし、介護の場合は約四五%しか補助されないため、町の負担が大きくなる。社協と相談し、今までの個人負担を百円上げていただき、二百円を三百円にし、町からの負担金を五十円下げていただいた結果、一食当り五百円町が負担していたものを、三百五十円にしてもらったための減額である。」との答弁でした。

「下水道事業において、現在までの各地区の接続世帯数と接続率はどのくらいか。また、本年度の見込みは。」という質疑に対し、「笛吹地区、二百戸、二九・七%、浜津地区、三十三戸、二四%、前方地区、百戸、六四%、柳地区、五十七戸、六七%、大島地区、四十戸、百%である。本年度の見込みは、笛吹地区、浜津地区合わせて百戸、四六%としている。」との答弁でした。

「啓蒙活動を活発に行い、数値目標を笛吹、浜津合わせて四百戸に上げ、接続率を五〇%ぐらいに設定できないのか。」との質疑に対し、「宅内工事登録業者が町内に十三業者いるが、実際に動いているのが四業者であり、年間に消化できるのは百戸が限度と考える。」との答弁がありました。

出来るだけ町内の業者と考えているならば、稼動していない業者を稼働させる努力をするよう指摘しました。

「診療所特別会計において、平成十八年度の診療収入を予算化する時の患者数の算定はどうされたか。」との質疑に対し、平成十八年二月末現在で入院が昨年より、延べ二百三十人、外来が延べ千七百四十八人増加している。この実績をもとに諸事情を勘案して、人数的には、ほぼ横ばいと推計し、入院・外来収入を計上している。」との答弁でした。

「一般会計からの繰入金が前年度に比べ減額されているが、診療収入は横ばい計上とのこと。医療の診療報酬も下がる状況の中で、不足が生じるのでは。」との質疑に対し、「平成十七年度は一般会計から二十九万円の繰り入れを行い、千七百万円の繰り戻しを行っているのですが、実質二百十万円の繰り入れで運営を行っている。平成十八年度は千五百万円程度の繰り入れで運営できるのではないかと考えている。しかしながら、診療収入が下がったり、職員の採用があれば補充をお願いしたい。」との答弁でした。

医薬材料費について、「前年度より二千百七十三万八千円増額されているが、ジェネリック等の薬品を使用すれば安く済むのではないか。」との質疑に対し、「現在、ジェネリック薬品の利用は、内服で五%、外用で一一%、注射で五%弱、平均すると六・二%の導入である。導入すれば患者の負担も軽減されるが、ジェネリック医薬品の薬品名が複雑で多いことから、医師の把握が難しい。また、島外から専門医が来られるが、当薬品を使われていないため、導入が難しい。今後も薬品代を

下げる努力はしなければと考えている。町長と診療所所長で導入拡大を図るよう協議している。」との答弁がありました。  
十、留保された少数意見。なし。  
以上のとおり、報告いたします。

平成十八年三月十三日。予算特別委員会委員長、横山弘藏。

**議長（近藤一輝）** これで報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

立石議員

**十番（立石隆教）** 私は、賛成の立場から討論をいたします。

構造改革による政策の効果ができたのか、我が国の経済も若干ながら、好転の兆しを示し始めたようです。

しかし、たとえ今後我が国の経済が立ち直ったとしても、中央集権型社会から地方分権型社会へ移行する流れは止まることはありません。国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる分権型システムの構築を目指しての国の三位一体の改革が方向転換することはまず考えられません。これまで国主導で運用されてきた右肩上がりの成長を前提とした行政システムを改め、持続可能なシステムへと転換することが必要であり、その転換を図ることが現在自治体経営に携わるもの全員の使命であり、その結果如何によっては、小値賀町という共同体の存続を危うくするほど重要な責任を担っているのです。我々は大きな岐路に立っており、その役割の重大さは町長をはじめ役場職員諸君、町議会に置いても同様に

深く認識する必要があると思います。

そのような状況下にあつて、本年度の予算案は、いまだ国主導の右肩上がりの成長を前提としての行政システムに基づく予算編成の域を脱し切れておらず、持続可能なシステムに基づく予算編成を期待するものにとって、甚だ不十分な内容であります。

とはいえ、厳しい財政状況の中で、従来のシステムの範囲内での経費削減の努力は、本案の随所に見受けられ、各課の自立に向けた心意気も感じさせる予算編成もかいま見られるなど一応の評価は出来るものと思います。

しかしながら、行政のあり方を現状のままにしておきながら、経費をぎりぎりまで切りつめる事で対応できるには限界があります。予算の組み方を工夫するだけでは、或いは数字をいじるだけでは対応できない時が来る予測が濃厚です。極限まで追いつめられたらリストラだという考えも策がなさすぎます。優秀な会社ほどリストラではなく、リエンジニアリングなのです。持続可能な小値賀町全体のシステムをどのように改革して再構築するかが大きな鍵です。

新たな行政システムを構築するには、まず意識の改革こそがその出発点です。お上や、お役所的な発想ではなく、役所も経営するという感覚を町長をはじめ職員全員が持つ必要があります。企業的な考えを行政に取り入れる工夫が必要です。企業的な手法の導入はいろいろ考えられますので今後研究が必要ですが、企業的な考えの中心は端的に言つて成果主義です。どうやったら業績が上がるかです。どうやったら住民の満足度を上げることが出来るかです。

「一生懸命頑張った」は当たり前で、どのような成果が上がったかが大事なのであります。数値目標を掲げ、それに到達するためにあらゆる努力をするのが、民間の会社に働くものの姿勢です。ある人が言いました。「会社では給料分働いただけではだめで、給料の三倍働かねば会社は成り立たない、つぶれるのだ。」と。職員諸君も給料分の仕事をしているという姿勢では不十分で、その三倍の仕事をしてこそ、民間並になるということを肝に銘じて欲しいと思います。もちろん現在でも四・五人分の仕事をしている職員も見受けられますが、まだまだ少数派です。本年の人件費が約八億円ですが、その三倍、二十四億円の効果を果たしたとすれば、一年間の総予算に匹敵する成果を生むこととなります。ちなみに総務の委員会は従来の三倍以上の会議を行い活動を行っています。

厳しい中で努力して組んだ本年の予算であります。当初の大変さを忘れず、これを執行するにあたり、少しでも少ない経費になるよう努力し、成果を頭に入れて事業を実施しながら、持続可能なシステムづくりに繋がる研究やデータづくりに取

り組んでいただきたい。新しい時代を築くのだという意気込みを以ての予算執行になるよう、そして本格的な行財政改革へつながる一年間になることを期待し、本案に賛成いたします。

**議長（近藤一輝）** ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）** 起立多数です。

したがって、議案第二七号、平成十八年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）** 起立全員です。

したがって、議案第二八号、平成十八年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第二九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算についての討論を行います。  
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**議長（近藤一輝）** 起立全員です。

したがって、議案第二九号、平成十八年度小値賀町老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立全員です。

したがって、議案第三〇号、平成十八年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立全員です。

したがって、議案第三一号、平成十八年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第三二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立全員です。

したがって、議案第三三三号、平成十八年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第三三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立全員です。

したがって、議案第三三三号、平成十八年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第三三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

**議長(近藤一輝)** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『原案可決』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議長(近藤一輝)** 起立全員です。

したがって、議案第三四号、平成十八年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十時	十分	—
—	再開	午前	十時	十二分	—

**議長(近藤一輝)** 再開します。

**日程第二、報告第一号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。**

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長

**総務文教厚生常任委員会委員長(立石隆教)**

総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

十二月の定例会後からの本委員会は、一月十三日、一月二十五日、一月三十日、二月九日、二月二十七日の計五回、開催いたしました。その内容は、小中高一貫教育について、介護保険事業の改革について、予算計上の仕方及び決算のあり方に関する研究、バランスシートについての研究でございました。

小中高一貫教育については、平成二十年実施に向けた新しい小値賀の教育体制づくりを研究準備していく中で、その前提としての校舎等の施設の配置が重要なポイントであることから、同一敷地内での校舎建設の問題を中心にして協議いたしました。大きく分けて次の四点です。①新しい考えにたった機能的な校舎の建設のための調査研究について、②校舎建設の準備委員会の設置の必要性と地域の盛り上がりの重要性について、③土地購入について、④斑小学校の統合と大島分校の扱いについてであります。

教育長はこれに対し、「費用がかからない最小限の経費でスタートする方向で検討している。三月までには、たたき台を作りたいと考えている。いろいろな校舎の作り方についても十分研究したい。建設準備委員会設置に関しては、現在つくっていないが、まず、推進委員会で合意をはかり、次の段階はそれから考えていきたい。地域の盛り上がりについては今後、地域説明会などを開催し、その場で保護者や住民の声を聞き、アンケートをとったりして、意見をくみ取っていきたい。土地購入については、平屋や二階建てとの案が出ているけれども、それに準じれば、教室の設置数からいって新たな土地が必要になる。また、小学生の遊び場の問題もあることから、これらの可能性についても検討していく。斑小学校については統合の方向、大島分校については、基本的に現在のままとするが、五・六年生をどうするか検討中である。斑からの登校については、唐見崎地区がバス通学であり、牛渡で下車し徒歩登校している現状に準じて行うことが考えられる。また、統合により、用務員、調理人がいなくなるので、失業の問題についても考慮すべき。」との考えが示されました。

委員からは、「一貫校が上手くいけば、公立校で全国初の取り組みとして全国からの視察も考えられる。特徴ある一貫校を創ることは、ひいては交流人口の増大、活性化につながる可能性がある。校舎建設に臨んでは十分な調査研究が必要だ。だが、教育委員会としての動きが遅すぎるのでは？」との指摘。また、「校舎建設は推進委員会より、教育委員会が主導権を持つて進める問題だ。」とか、「もつと地域全体としての盛り上がりがあってもいいのではないか。その働きかけが足りない。」などの指摘もなされました。また、「北松西高の敷地内に小学校の校舎を新築した場合、グラウンドを利用するとき道路を渡ることになるが安全性に対する対策をきちんと考えるべきだ。」「給食も食育の観点から必要性が今まで以上に高まっている。検討する課題だ。」との指摘もされています。

次に介護保険事業の改革についてですが、介護保険の第三次介護事業見直しの時期に当たり、住民課に、国の保険事業の改正や、町の第三次介護保険事業計画策定の手順とその内容について説明を求めました。

今回の改正は、予防事業の推進、予防システムの転換が中心であること。そのためまず、新規事業として、三点が上げられるとのこと。まず第一点。①「新予防給付を開始することが決ったこと。対象者は、要支援一、要支援二の軽度の人。サービス内容は、通所型サービスとしては運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善。訪問型サービスとしては、閉じこもり防止、認知症予防、うつ予防など」であります。当町では、平成十九年十月ぐらいからの開始を予定しているとのことです。

次に第二点。②社会福祉士、保健師、主任ケアマネなどの専門員で構成する『地域包括支援センター』を自治体に設置することです。介護予防対象者の調査、計画作成、サービス事業所、医療機関等とのとりまよめの役割を担うこととなっており、そのセンターが介護予防の中心的な役割を果たすことになるわけです。設置及び運営は新設する運営協議会で協議していく体制であること。そのための準備委員会が開催されたとことが報告されました。本町では、平成十九年四月から十月の間に設置する予定であるとのことでした。

そして第三点目は、③地域支援事業です。要支援要介護を受けていない六十五才以上の高齢者に対するサービスを行うもので、総合健康相談、健康診断、訪問指導、機能訓練、自立支援事業、自立者デイサービスなどがこれに当たります。

さらに次に上げられる改正点は、新規事業ではありませんが、保険料の改正です。これについては、議案審議の中で説明がありましたので、割愛いたします。

本町の介護事業計画策定の手順については、まず事業計画策定委員会の開催、そして高齢者実態調査と分析し、その上で町内の事業量を推計し、それをもとに保険料の算出を行い、計画書素案の検討・修正、計画書のとりまよめという順序で行われるわけですが、この事業計画書については三月末までに作成し配布する予定であり、改正についての町民への周知については、おちか新聞への掲載と制度改正についてのパンフレットを作成し、配布する予定であるとの説明を受けました。

予算計上の仕方及び決算のあり方に関する研究及びバランスシートの研究については、本格的な行財政改革を行うための手法を調査することに主眼を置いたものです。今、多くの自治体は、役所も経営という観点から事業及びシステムを見直す改革に取り組んでおります。即ち、社会的、企業的な会計手法を導入しながら、自治体のあり方を見直すというものであり、住民への説明責任を具体的に果たすということでもあります。その手法とは、企業の発生主義会計の導入及びバランスシートの作成、行政コストの計算書の作成などあります。

抜本的な行財政改革を行うにはまず、その自治体の全体像の正しい把握が必要です。現在の自治体の会計である単年度収支では把握が難しい資産や負債について、発生主義会計を導入することで掴みやすくなり、全体像の把握の手助けになります。資産についての減価償却も行いながら、投資と負担の関係を把握するために、バランスシートを作成する必要があると言われております。現在、竹中総務大臣は地方財政を見直す方針で、「地方分権21世紀ビジョン懇談会」を立ち上げ、地方自治の見直しについて諮問しております。その中に全国の自治体にバランスシートを作成することを義務づけることに関し

でも提案がなされました。

そこで、財政課長にテストケースとして総務省が提示しているマニュアルにしたがって、小値賀町のバランスシートを非公式ではありますが、現段階で大まかに作るとすれば、どのようになるのか資料として作成してもらい、検討することになりました。

今までにない発想や計算方法を強いられること、また目的が企業とは大きく違う内容であることから、難しい点が多々ありましたが、課長の努力によりお手元の資料のような試験的なバランスシートが提示できるにいたりました。今後、研究改良を加えていくことが必要ですが、小値賀町の全体像を把握するためや、新しい事業と町民負担の関係を明からすために、また、住民にわかりやすく情報を提供していくにも有効であると考えます。本委員会ではこのバランスシートに示された数値を基にさらに分析し、行政コスト計算と合わせて財政状況の判断及び改革の材料として、住民にわかりやすく説明する資料として役立てるための研究をさらに進めていきたいと思っております。

以上、閉会中に開かれた総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（近藤一輝）　これで報告を終わります。

日程第三、発議第一号、道路整備予算の確保に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

浦　議員

四番（浦　英明）　道路整備予算の確保に関する意見書案の提案理由を申し上げます。

小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出いたします。

本案につきましては、道路整備予算の確保と、道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備に充当することを政府に対して要望するものであります。

道路整備は申すまでもなく、国民生活や経済を支える最も重要な社会資本であり、また、防災上も早期のライフライン確保の観点から非常に重要であります。

特に本町のような離島は、地理的、地勢的に極めて大きなハンディキャップがあり、道路の整備なくしては町の振興、発展は考えられない状況にあります。

また、少子高齢化、環境問題、活力ある地域づくりなど、様々な諸問題に対処する中で、道路整備予算の確保は不可欠であり、道路整備を円滑に進めるための財源の確保を強く要望するものであります。

よって、道路整備予算の確保に関する本意見書案を提出いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**議長（近藤一輝）** これにて趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

岩坪議員

**七番（岩坪義光）** 私は、道路整備予算の確保に関する意見書案に賛成する者であります。

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は国民が長年にわたり熱望しているところである。

本町のような離島は、地理的、地勢的に極めて大きなハンディキャップがあり、道路の整備促進なくして町の振興、発展は考えられない。そのため、道路整備予算の確保と、道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備を円滑に進めるため、財源の確保を強く求めるものである。

よって、本意見書案に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（近藤一輝） これでは討論を終わります。

これから、発議第一号、道路整備予算の確保に関する意見書案を採決します。  
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号、道路整備予算の確保に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。  
おはかりします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第四十五条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、国土交通大臣・長崎県選出国會議員へそれぞれ送付することにいたします。

日程第四、発議第二号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。  
**日程第五、発議第三号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

**日程第六、発議第四号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。**

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（近藤一輝）** 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。  
以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十八年小値賀町議会第一回定例会を閉会します。

— 午前 十時 三十分 閉会 —